

平成22年度「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
57	Ⅲ. 固定資産税（償却資産）の賦課について ■課税漏れがあると想定できる事業者に対しては、実地調査をすべきである 平成21年度には推計課税を12 の事業者（又は個人）に対して行っているが、任意に、市が保有している課税リストである種類別明細書と税務署資料を突合したところ、課税漏れがあると想定できる事業者があった。建築資材の製造を行う事業所の種類別明細書では、最後に取得した償却資産は昭和58年2月であり、取得価額合計は44百万円であった。しかし、税務署に提出された固定資産台帳によると、昭和58年2月以降、多々の資産が取得されており、期末取得価額（土地を除く）は1,934 百万円にもなり、課税漏れがあると想定できる。また化成品の製造を行う事業所においても種類別明細書では、取得価額は29百万円であるにもかかわらず、税務署に提出された別表16(二)旧定率法又は旧定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書によると、償却額の基礎となる金額は72百万円あった。さらに医療法人においても、市の償却資産課税台帳では、取得価額は965百万円であるにもかかわらず、税務署に提出された別表16(二)旧定率法又は旧定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書によると、償却額の基礎となる金額は1,284 百万円であった。減価償却資産がすべて市内にあるかどうかの問題はあるが、課税漏れがあると想定できる事業者に対しては、事業所から固定資産台帳及び減価償却明細書を入手するとともに実地調査をして、課税すべき償却資産を把握すべきである。	資産税課	措置済	平成27年度から計画的に、抽出した事業所へ赴き、現場にて課税すべき償却資産の把握を行うこととしました。 今後も定期的かつ計画的に実地調査を行うこととします。	平成28年3月31日現在
58	Ⅲ. 固定資産税（償却資産）の賦課について ■推計課税の対象範囲を広げるべきである 上記（5）の78 件のうち、最終的に申告のないものについては推計課税しているが、下記の相手先17 件については推計課税を行っていない。 その理由は、免税点未満と思われるところなどの理由によるとのことであるが、中には高額な機器を保有している可能性のある医療法人等もあり、免税点未満であることを確認すべきである。 平成22 年度未申告者リスト1,595 件のうち、医療法人、医院（歯医院、クリニック含む）は59 件あり、そのうち催告書を送付しているのは3 件、またその後申告があった件数は10 件である。 この10 件について、その課税台帳を査閲した結果、免税点150 万円以下のものが7件あり、残り3 件については下記の課税標準額に基づいて、平均236 千円の納税額がある。 このため、最終的に申告のないものについては、その業種等を勘案しながら、対象範囲を広げて推計課税を行っていく必要がある。	資産税課	措置しない （見解の相違）	償却資産の課税は、事業者の自発的な申告に基づき賦課されるのが原則ですので、平成27年度から「償却資産に係る調査・指導事務実施要領」を制定して、当該要領等に基づき、実地調査ははじめ各事業者に対して適時・適切な方法で接触しており、未申告者を放置しない体制づくりを基本としてきました。その体制の中で、「推計課税」は最終手段と考えています。 そのため、今後も、上記番号13の意見に対する措置状況に記載したような各種取組を継続していくことで、償却資産の課税母体がある程度把握できるものと考えており、それに加え、27年度の申告書発送対象者の中に、病院ほか医療関連事業者等の許認可情報等から抽出した各事業者に申告案内をしており、28年度も継続実施予定ですので、仮に、それら医療関係事業者が未申告の場合には、自動的に申告督促対象となりますので、今後も申告義務者と想定される事業者に対して、時期を逸せず督促等をして、課税漏れ防止策を継続していきます。 （※各種取組等の根拠は、平成27年6月1日付の「償却資産に係る調査・指導実施要領」を基本としています。）	平成27年9月30日現在

平成22年度「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
63	IV. 市税の徴収について ■市職員による市税滞納について厳しい態度で臨むべきである 平成22 年3 月末時点における市職員による市税滞納状況は以下のとおりである（その後徴収が行われた結果、平成22 年12 月1 日時点での滞納税等は926 千円に減少している。滞納人数も平成22 年3 月末時点の36 名から12 名に減少しているとのことである）。市職員であっても様々な理由により納税が困難な状況も想定されるが、そのような場合には徴収猶予制度を適切に運用することにより対応すべきである。市職員による市税の滞納は、納税者である市民から理解を得られないのみでなく、市税を徴収する担当部署職員の士気にも多大な影響を及ぼしていると思われる。「奈良市職員の懲戒処分に関する指針」第2 に記載されている「標準例に掲げられていない非違行為」として処分することも考えられるが、大阪市のように「公的債権の滞納」を標準例として掲げ、悪質な滞納者については市としても断固たる姿勢で臨む必要があると考える。 なお、市内に居住していても市外に固定資産を保有していたり、市外に居住していたりする職員も存在する。この場合、市では当該職員の税金滞納状況を網羅的に把握できないという問題が生じる。したがって、公平性の観点からは、全職員から税金の滞納がない旨及び税金の滞納が発覚した場合は処分をされても異議がない旨を記載した宣誓書を徴することが考えられる。	人事課	措置しない （見解の相違）	「奈良市職員の懲戒処分に関する指針」については、国（人事院）の懲戒処分に関する指針に準じており、「公的債権の滞納」は記載していません。 なお、指針に記載の事項は標準例に過ぎず、指針に記載以外の事項についても、他事例などを参考に懲戒処分することができるものとなっております。	令和3年4月1日現在
65	IV. 市税の徴収について ■OCR 読取作業は、金融機関等に委託することを検討すべきである 納税がなされると、納税通知書のうち市控となる部分が金融機関を通じて市に送付される。市では、職員が納税通知書を光学式文字読取装置(OCR)に読み取らせ、納税情報をデータ化している。 OCRに読み取らせることは、専用の装置があれば可能である。そのため、当該業務を市職員が実施する場合と金融機関等に委託した場合のコストを比較して、当該業務を委託できないかを検討すべきである。	納税課	措置済	平成27年1月からの新システムへの移行時に、納税通知書をペイジー対応の様式とし、指定金融機関にデータ化を委託した場合、その費用は、窓口取扱事務手数料10円に加えてデータ化するための費用15円が上乗せされ、合計25円となります。 平成24年度の実績ではデータ化可能な件数が約30万件であり、その業務を委託した場合の費用を計算すると年間で450万円となります。 一方、現在の納税課でOCRによりデータ化する一日の労力は職員1名が2時間と非常勤嘱託職員1名が約3時間を要しており年間所要金額に換算すると300万円程度となります。 以上のコストを比較した結果、当該業務を外部委託しないこととしました。	平成26年9月30日現在
65	IV. 市税の徴収について ■OCR に対応していない納付書をOCR 対応にすることを検討すべきである 法人市民税などのように、市から書類を送送する際に納税額が決定していない場合は、手書きで税額を記入する納付書を添付している。当該納付書の様式は、かなり以前から用いられているが、OCR への対応ができていない。そのため、納付書のうち市控となる部分が市に送付されると、業者に委託して納税情報をデータ化している。業務を効率化するために、納付書のOCR 対応化を検討すべきである。	市民税課 納税課	措置済	事業所税など件数が少ない税目については、かえって非効率になるので、OCR 対応していませんが、法人市民税については、平成27年1月からOCR 納付書による収納の消込に変更しました。	平成27年3月31日現在

平成22年度「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
75	V. その他市税に関する事項について 1. 税金管理システムについて ■税務関連のシステム投資をより積極的に行うべきである 市では厳しい予算のなかで重要度の高いシステム改修を優先的に行っているが、以下のようなシステムの不備によって本来必要のない事務作業が発生していることは否定できない。 ◆収納システムが公金日情報しかもっていない 収納システムでは公金日（収納整理に関する内部手続きを経て市の歳入として確定した日）のみ管理しており、実際の領収日に関する情報をもっていない。差押や交付要求などの滞納処分時には領収日データが必要なため、領収済み通知書を確認して滞納支援システムに領収日を手入力する手間が発生している。 ◆滞納繰越システムでは期別管理ができない 滞納繰越システムでは滞納税金を年度一括管理している。そのため、繰越調定した滞納税等の一部入金があった場合、期別に時効完成時期を認識できないため、時効完成の成否について滞納整理課で精査する手間が発生している。 ◆課税システムでは、本税が収納されると延滞金も消滅する 課税システムでは、常にその時点での本税の未納額に対して延滞金額を算出するだけの計算しかしていない。そのため、本税の一部入金があった場合には、本税額が小さくなってしまうため、延滞金額が本来の金額よりも少なく計算されてしまう。また、課税システムでは一部納付済の延滞金を差し引きする仕組みも持っていない。（例えば、10万円の本税に対して5千円の延滞金があるケースにおいて5万円の納付が行われた場合、当該5万円は本税に充当されるためこれに対する延滞金2.5千円（5千円×5万円÷10万円）の情報が消滅してしまう）。このように、本税の一部入金が行われた場合には、課税システムから出力される催告書に記載される延滞金額は正確ではないため、滞納整理課職員がこれを抽出して金額を修正する手間が発生している。 ◆収納支援システムでは法人市民税を管理できない 収納支援システムで管理している税目は、市民税・固定資産税・軽自動車税の3税のみであり、法人市民税は管理していないため、滞納処分の対象債権から漏れてしまう可能性がある。 ◆課税計算結果のチェックに必要な以上の時間がかかっている 度重なる税法改正に伴う改修により課税計算のシステムが複雑化しているため、修正毎にその影響範囲を正確に捉えられず不備が発生する場合があります。課税計算結果の正確性を課税担当職員がチェックするために多大な労力と時間を費やしている。たとえば、市民税賦課業務の最終段階において、特別徴収の課税計算ロジックの正確性を確認するためのサンプルチェックを約700件（税制改正があった部分については別途100件から150件程度追加）実施している。当該サンプルチェックは市民税課員総出で行っている。 システム整備によって事務処理の効率化を図ることができれば、納税義務があるにもかかわらず確定申告を行っていない未申告者のフォローや滞納案件へのより一層の注力が可能となり、結果として市の税収を増加させることにもつながると考えられる。システム投資に係る各部署からの要望の採択にあたっては、市全体の歳入確保への貢献度も加味することを検討すべきであると考え	情報政策課	措置済	システムの不備による事務作業を解消し、業務の効率化を図るため、平成25年度から、奈良市情報システム最適化計画に基づき、パッケージシステムの導入を進め、平成27年1月に新総合税システムが本稼動しました。	平成27年3月31日現在